

令和 10(2028)年度入学者選抜における第一部「総合型選抜」新設について 【予告】

令和 9(2027)年度に実施する令和 10(2028)年度入学者選抜から本学第一部に下記のとおり「総合型選抜」を新設します。

記

1 総合型選抜制度の趣旨

総合型選抜は、画一的な学力検査では測れない志願者の修学への意欲や目的意識、入学後および将来への可能性などを多角的に評価する選抜制度です。

本学では、各学科専攻のアドミッション・ポリシーに示されている事柄やテーマ、社会課題に強い関心を持って積極的に学び、その成果を卒業後の具体的な展望につなげる意欲のある学生を求めます。その際の評価は、知識や技能、思考力だけではなく、主体性や多様性、協働性も重視し、多面的に考慮して選抜します。

2 選考方法

本学での勉学を強く希望する志願者を対象とする自己推薦型選抜であり、合格した場合は入学を確約する専願制です。提出書類と面接により総合的に評価し選考します（提出書類の詳細、面接実施の詳細は、後日公表する。）。

3 募集人員

課程	学科	専攻	募集人員
第一部 (昼間課程)	文学科	英語英文学専攻	各専攻とも 5 名程度の募集を 検討中（詳細は、後日公表する）
		食物栄養専攻	
	生活科学科	生活科学専攻	
	商経学科	経済専攻	
		経営情報専攻	

4 対象者

- (1) 高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）を令和 7 年度以降に卒業した者及び令和 10 年 3 月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を令和 7 年度以降に修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を令和 7 年度以降に修了した者を含む。）及び令和 10 年 3 月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第 150 条（第 6 号を除く。）の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると令和 7 年度以降に認められた者及び令和 10 年 3 月 31 日までにこれに該当する見込みの者

(注) 学校教育法施行規則第 150 条第 7 号の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として出願を希望する者は、本学の入学資格審査を受ける必要がある。

- (4) いずれの専攻においても、合格した場合は、入学することを確約できる者

* なお、特定の専攻において、出願要件を課す場合がある（詳細は、後日公表する）。

5 出願期間

令和9年9月上旬の月曜日から金曜日の期間を予定（郵送の場合は最終日の消印有効）

6 選 考

(1) 選 考 日 令和9年9月下旬の平日を予定

(2) 選考は提出書類、面接の項目について行い、各項目の結果を総合判定し、合格者を決定する。

7 合格発表日

令和9年11月上旬を予定